九等級	百分の九十五
十等級	百分の九十六
十一等級	百分の九十七
十二等級	百分の九十八
十三等級	百分の九十九
十四等級	百分の百
十五等級	百分の百一
十六等級	百分の百二
十七等級	百分の百三
十八等級	百分の百四
十九等級	百分の百五
二十等級	百分の百六
二十一等級	百分の百七
二十二等級	百分の百八
二十三等級	百分の百九
二十四等級	百分の百十

ト　法第九十三条第一項第一号、第六号又は第七号に掲げる場合において、漁業共済組合が共済金の全部又は一部につき支払の責めを免れ又は免れることが確実であると認められるときのへの規定の適用については、漁業共済組合から支払を受け又は受けることが確実であると認められるものとみなす。

チ　令第十六条第二号の規定による申出があった場合における基準共済掛金率は、次の算式により算出した率（小数点以下三位以下を切り捨てる。）とする。

$$A\times\frac{B\times1.2+C}{B+C}$$

Aは、表に掲げる率（へに該当する場合にあっては、へによって得た率）

Bは、当該申出に係る移動すべき共済目的たる養殖水産動植物の数量

Cは、当該申出に係る移動すべき共済目的たる養殖水産動植物以外の共済目的たる養殖水産動植物の数量

リ　法第百二十四条の二第一項の継続申込特約がある場合における基準共済掛金率は、表に掲げる率（へ又はチに該当する場合にあっては、へ又はチによって得た率）に百分の九十を乗じて得た率（小数点以下三位以下を切り捨てる。）とする。

附　則

この告示は、その共済責任期間の開始日が平成二十一年十月一日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年九月三十日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千三百十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百二十五条の十第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百八号（漁業災害補償法第百二十五条の十第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む）の規定に基づき基準共済掛金率を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十一年十月一日から施行する。

平成二十一年九月十六日

農林水産大臣　石破　茂

本則中「含む」の下に「。以下同じ」を、「基準共済掛金率」の下に「（次号に規定するものを除く。）」を加え、表（備考を除く。）を次のように改める。

区分		特定養殖業の種類	共済契約者又はその構成員が当該特定養殖業を主として営む水域	全事故比例てん補方式	約定限度内てん補方式			支払上限付てん補率てい増方式	支払上限付小損害低てん補方式	支払上限付小損害不てん補方式	約定限度内低事故不てん補方式			支払上限付低事故不てん補方式			地震等限定てん補方式	大損害比例てん補方式	
					特約で定める割合が三〇%の場合	特約で定める割合が二〇%の場合	特約で定める割合が一〇%の場合				特約で定める割合が三〇%の場合	特約で定める割合が二〇%の場合	特約で定める割合が一〇%の場合	特約で定める割合が三〇%の場合	特約で定める割合が二〇%の場合	特約で定める割合が一〇%の場合		特約で定める割合が二〇%の場合	特約で定める割合が一〇%の場合
1区	共済契約者又はその構成員が当該特定養殖業を主として営む水域	漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号。以下「令」という。）第十八条の四（令第二十二条の五において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定するのり等養殖業	すべての水域	九・〇九%	七・五八%	六・二一%	三・七八%	五・二〇%	六・三八%	三・九五%	五・五二%	四・一六%	一・七四%	一・一一%	二・四七%	四・九〇%	〇・一〇%	五・六六%	四・五八%
2区				一〇・六一	八・六七	六・九六	四・一七	五・三二	六・五六	四・二五	六・四一	四・七〇	一・九二	一・四七	三・二〇	五・九八	〇・一〇	七・二五	六・二〇
3区		令第十八条の四に規定するこんぶ養殖業	すべての水域	七・九三	六・七五	五・五八	三・六五	四・六三	五・六九	三・七五	五・〇四	三・六五	一・五〇	二・三六	四・六一	〇・一〇	三・八六	七・九二	三・〇二
4区				一一・五八	九・九七	八・四七	五・六八	六・七七	八・三一	五・四七	七・八三	五・七九	二・四七	一・八二	三・八六	七・一八	〇・一〇	五・六四	四・四七
		令第十八条の四に規定する真珠母貝養殖業	すべての水域	一五・一二	一〇・二八	八・三二	四・九九	九・六〇	一二・八六	一一・九六	七・七一	五・六〇	二・四二	二・七二	四・六九	七・八七	〇・一〇	一三・六一	一三・六一
		令第十八条の四に規定するほたて貝養殖業	すべての水域	八・七一	六・六九	五・二八	三・三五	四・四一	五・四六	三・六四	四・九三	三・六一	一・五九	一・四一	二・五六	四・六七	〇・一〇	三・六一	二・八三
		令第十八条の四に規定するかき養殖業	すべての水域	五・七三	四・八九	四・〇七	二・七〇	三・六九	三・八八	二・二七	三・三〇	二・五〇	一・一三	〇・六六	一・四八	二・八五	〇・一〇	二・五〇	二・〇七